

法 務 大 臣 殿  
出入国在留管理庁 長官 殿  
福岡出入国在留管理局長 殿

2022年10月12日

### 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島2-5-31 美野島司牧センター内

共同代表 井上幸雄（福岡市：アジアに生きる会・ふくおか）

コース・マルセル（福岡市：美野島司牧センター）

高柳香代（宮崎市：多文化 design コンパス）

中島眞一郎（熊本市：コムスタカ-外国人と共に生きる会）

貴局（福岡出入国在留管理局、以下「福岡入管」という）におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第25回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。（なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡出入国在留管理局管内（以下「福岡局管内」という）の統計数値をご回答ください。）

## 意見交換会における質問

### I 技能実習生等の妊娠・出産について

#### 1 技能実習生間の妊娠・出産の場合の在留資格の取り扱いについて

- ① 技能実習生間の妊娠・出産の場合の在留資格の取り扱いについて、「所属機関に在籍又は契約機関との契約等に基づき我が国に在留する外国人の妊娠・出産等に伴う在留資格上の取扱いについて（通知）」（入管庁管第2352号 令和3年6月9日、以下、通知という）の通知に基づく運用が行われるという理解でよいですか  
『2022年の回答』 認識のとおり。
- ② 上記通知によると、技能実習生間で、日本で生まれた子どもには「特定活動」（在留期間6月）の在留資格が付与されることとなりますが、原則として更新不可とされ、在留資格取得申請時に、帰国する旨を記載した誓約書の提出が求められています。しかしながら、2021年5月12日、同7月12日 OTIT（外国人技能実習機構）のホームページでは、「一定の要件を満たした技能実習生から育児休業の申出があった場合育児休業を取得させなければなりません」と記載されており、育児介護休業法で認められている育

児休業期間（原則子どもが1歳になるまで。条件を満たせば、最大2歳になるまで）と矛盾しませんか、上記通知でいう「やむをえない場合」とはどのような場合をいうのか具体的に明らかにしてください。

『2022年の回答』

質問の内容について、通知にかかる当該部分は出生子に対する在留上の取り扱いであり、一方で外国人技能実習機構のホームページにかかる当該部分は、親である技能実習生本人にかかる案内であり、その対象が異なること及び育児休業の取得に際して子の養育を本邦で行うことを要件とするものではないことから、矛盾しているものではない。また出生子の在留期間更新許可申請にかかる取り扱いもやむをえない場合については、個別にすべての具体例を回答することは困難だが、在留期間内に他の在留資格への変更または帰国ができなかった理由、本国における子の監護者の有無など個別の事情を踏まえ判断することになる。

- ③ 現在、日本でシングルマザーとして出産し、出産後育児を国内でしながら技能実習を再開している技能実習者がいます。このケースでは、監理団体は、母親の技能実習生については、責任を持つが、出生子については、責任を持っていないとして、出生子の在留取得や在留資格の更新手続きに協力せず、その費用も母親負担としています。このような場合、監理団体や実習実施者は、出生子に伴う在留資格の取得や更新手続きなどに責任を持たなくてよいのですか。

『2022年の回答』

監理団体はその責務として技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすことが求められるところ、監理団体の業務の一つとして技能実習生からの相談対応において、監理団体は技能実習生からの相談に適切に応じると共に助言、指導、その他必要な措置を講じる必要があるとされている。必要な措置の内容は、個々の技能実習生のおかれた状況等によって異なるものであり一律に示すことは困難であるところ、当該技能実習生が引き続き円滑に技能実習を行えるようするため、可能な限り監理団体が支援することが望ましいとは考えられるが、監理団体に対して技能実習生に代わって出生子にかかる諸手続きを行うことやその費用負担をすることは法令上義務付けられているものではない。

- ④ 日本で妊娠・出産する技能実習生の中には 出産後の技能実習を再開するため、出身国で面倒を見てくれる人がいない場合、日本で子育てできないため、児童相談所に相談して、乳児院に子どもを預けようとするのが起きています。児童相談所が受け入れた場合、母親の「技能実習」の在留資格、および子どもの在留資格は、今後どのような扱いになりますか。

『2022年の回答』

技能実習生である母については、認定を受けた実習計画に基づき技能実習を継続する限りにおいて、子どもが児童相談所に受け入れられたことをもって直ちに在留資格に影響を及ぼすものではない。一方で、出生子については乳児院に預けられたことにより、母親と同居し扶養を受ける者に該当しないため、令和3年6月9日付入管庁第2352号通知の対象とならない。このため出生子について本邦での在留を希望する場合は、個別の事案ごとに諸般の事情を考慮して在留資格「特定活動」（法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動）の付与を判断することは想定されるどころ、個別には申請を予定する地方出入国在留管理局に相談してほしい。

- ⑤ 2022年4月17日-18日に「妊娠実習生の強制帰国など不適切な事例がないか、貴局と厚生労働省が実態調査を始めた」とマスコミで報道されました。この調査結果は、いつ頃公表される予定ですか、公表される場合には、どのような方法で公表されますか。  
『2022年の回答』

質問の調査は本庁及び厚生労働省において、外国人技能実習機構が実施する実施検査の機会を捉えて実施されるものと承知しており、その公表時期や公表方法について当局では把握していない。

## 2 妊娠・出産の事実を誰にも相談できない技能実習生について

- ① 2021年2月16日の通知では、監理団体や実習実施者が、妊娠出産した技能実習生に不利益取り扱いを行った場合に行政処分がなされると記載されています。2021年8月のOTITの回答では、これまで行政処分した件は0件との回答がありました。2021年10月に貴局は、「監理団体や実習実施者が妊娠出産に伴う不利益な取り扱いを行っている疑いがある事案も端緒を当局が入手した場合、独自に調査し当該事実が認められれば、主務省庁として監理団体や実習実施者については処分の手続きを開始することとしている」との回答がありました。現在まで 貴局で妊娠等による不利益取り扱いで、独自に調査して、処分の手続きを開始している事案は何件ありますか。

『2022年の回答』

当局における調査件数については公表していない。尚、現在までに当局が認知した事案のなかで、技能実習生の妊娠出産に対して不当な取り扱いを受けたことを理由に主務省庁が行政処分などを行った件数については0件。

- ② 2021年の全国および福岡管内の統計で技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、このうち技能実習生からの申告件数を教えてください。また、技能実習からの申告件数が少ない理由について、貴局はどのように考えていますか、その改善策について、何か考えですか。

「2021年3月3日と2021年10月の回答」

「(全国の統計) 2019年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、約18,600件(概数)であり、このうち申告件数は、12件です。上記12件の技能実習生に対する措置は、出国取りやめが3件、みなし再入国許可による出国が1件、再入国許可による出国が1件、単純出国が7件です。2020年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、約11,000件(概数)であり、このうち申告件数は1件で、みなし再入国許可により出国しています」

『2022年の回答』

2021年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、全国統計で約12,900件(概数)。このうち、申告件数は全国統計で1件。昨年の意見交換会で申し上げたとおり、出国意思の確認にあたっては入国審査官において技能実習生本人に対して帰国を決定するに至った経緯等も含めた詳細について、その心身の状況やプライバシーに十分に配慮しつつ丁寧かつ慎重に手続きを実施している。また外国人技能実習機構においては、技能実習生本人に対して意思に反して帰国を強制されそうになった場合、機構に相談や申告の申し出ができること、空港での出国手続きの際にその旨申し出ることができることについて、技能実習生手帳に記載する等により周知をはかっている。当局としても今後とも対象者への周知を徹底し、より丁寧かつ慎重に手続きを行っていく。

- ③ 日本語学校の留学生の妊娠出産についても、入管庁管第2352号(令和3年6月9日)の通知が適用され、母親の留学生については、日本語学校に在籍していれば、学校を妊娠出産育児のため長期欠席しても正当な事由として認められ、在留資格の取り消しは行われず、また在留資格の期間更新も可能となると理解してよいですか。また日本で出生した子どもについても、上記の通知に基づき「特定活動」(在留期間6月)が付与されると理解してよいですか。そして、日本語学校に対しても、妊娠出産育児のため、在席のまま長期欠席者となる学生が存在しても貴局として、不利益取り扱いは行わないと理解してよいですか。

『2022年の回答』

在籍校が休学を認めその後に復学の予定がある場合には、現に有する在留資格に該当する活動を行わないで在留していることについて正当な理由があるものとして取り扱うこととし、在留期間の更新などにおいても、個々の諸事情を踏まえ柔軟に審査をすることとなる。また、出生した子について、個々の諸事情を踏まえて審査することとなる。

## Ⅱ 入管業務について

## 1 日本語学校留学生（「告示日本語教育機関」所属の在留資格「留学」の学生）について

- ① 福岡管内の日本語教育機関にかかる在留資格認定証明書の交付件数及び各県別国籍別交付件数を教えてください。

『2022 年の回答』

当局においては留学の教育機関別に在留資格認定証明書の交付件数及び各県別国籍別交付件数にかかる統計は作成しておらず、回答は困難。

- ② 貴庁は、帰国困難者に対して、2022 年 11 月以降は原則 4 月しか認めないという通知を発しています。元留学生、元技能実習生、元特定技能の在留資格者等についても、それ以降も帰国が困難な者に対して、どのような対応をしていくつもりです。

『2022 年の回答』

仮定の話に答えるのは困難だが、あくまで一般論として現時点においては帰国困難者に対する在留資格上の特例措置の見直しに伴い、今回限りの許可を得て在留する外国人から帰国困難を理由として在留の継続を希望する旨の申請があった場合、原則として在留の継続を認めないこととしている。また新たに帰国困難者として在留を希望する者で現に有する在留資格の在留期限が令和 4 年 11 月 2 日以降に満了する者については、特別措置の対象とはならない。そのうえで個別事案ごとに帰国が困難な事情が生じているのであれば、状況を総合的に考慮しながら適切に対応することになる。

## 2 人身売買の被害者の保護について

人身取引（トラフィッキング）対策に関して、2004 年に日本政府として人身売買行動計画（2009 年改定・2014 年改定）を策定し、法務省出入国在留管理庁を含む政府として取り組んでいます。福岡入管では人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行われてきたか質問をします。

- ① 貴局が公表した 2021 年中の人身取引の被害者数（11 名）と、政府の「人身取引対策推進会議」の年次報告で公表された被害者数（外国人 16 名）とは異なります。違いについてご説明ください。また同年次報告によると、4 名のベトナム人技能実習生が人身取引被害者として保護されています。保護に関する詳細をご説明ください。

『2021 年秋の回答』

2020 年中に全国で保護した人身取引被害者のうち、労働搾取の被害を受けていた者は 1 人でその中に技能実習生に関連する者はいなかった。当局管内については 0 人。技能実習生にかかる審査において該当案件はない。入管庁ホームページで公表されている

2020年公表資料、令和2年に保護した人身取引の被害者数の表の下、下部の注を参照願う。これについては配布資料2ページ目に人身取引にかかる被害者数の表から、その下の注にも参考にした箇所がある。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001344618.pdf>

『2022年の回答』

当庁において公表した人身取引の被害者数は当庁が保護に携わった数であり、関係省庁のみにおいて保護した外国人の方は含まれない。そのため当庁公表による被害者数と年次報告における被害者数は必ずしも一致するものではない。

また当庁報道発表資料のとおり、当庁が保護に携わった外国人被害者は11名であり、その国籍の内訳はフィリピン人10名、中国人1名の合計11名となっている。そのため、質問にある4名のベトナム人技能実習生について説明することは困難。

- ② アメリカ国務省が今年7月に公表した「人身売買に関する2022年報告書」（以下「同報告書」）の中で、これまでと同じく外国人技能実習制度について問題視を続けています。このことを、どのように考えますか。

『2021年秋の回答』

米国国務省作成による人身取引報告書は米国が独自の立場に基づいて作成したものであり、当局はその内容について答える立場にないところ、当該報告書において技能実習制度について指摘のような報告がされていることは承知している。当局の取り組みとして、失踪技能実習生が当局に出頭等してきた際に失踪理由にかかる聴取を行い、問題となる事案の申告があれば、その後当該実習実施者や監理団体に対して調査を行う。その結果、申告内容が事実であると認められた場合には外国人技能実習機構に通報したり、独自に行政処分の手続きを開始したりするようにしている。また技能実習生と送出機関との間で技能実習生にかかる契約の不履行についての違約金等の発生を規定する契約を締結している等不適切な契約が疑われる場合にあつては、当該国関係機関への情報提供を依頼すべく外国人技能実習機構へ通報することとなる。当局としては技能実習制度の適正化に向け、関係機関と引き続き情報連携を図りながら、上記のような対応の強化をしていきたい。

『2022年の回答』

前回の意見交換会において申し上げたとおり、米国国務省作成による人身取引報告書は米国が独自の立場に基づいて作成したものであり、当局はその内容について答える立場にないところ、当該報告書において技能実習制度について指摘のような報告がされていることは承知している。当局の取り組みとして、失踪技能実習生が当局に出頭等してきた際に失踪理由にかかる聴取を行い問題となる事案の申告があれば、その後当該実習実施者や監理団体に対して調査を行っている。その結果、申告内容が事実であると認められた場合には外国人技能実習機構に通報したり、独自に行政処分の手続きを開始したり

するようにしている。また技能実習生と送出国との間で技能実習生にかかる契約の不履行についての違約金等の発生を規定する契約を締結している等不適切な契約が疑われる場合にあっては、当該国関係機関へ情報提供を依頼すべく外国人技能実習機構へ通報するようにしている。当局としては技能実習制度の適正化に向け、関係機関と引き続き情報連携を図りながら、上記のような対応の強化をすることとしている。

### 3 DV 被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

- ① 2021 年の福岡局管内で、DV 事案の認知件数の総数・性別・国籍・内容と認知状況を

教えてください。

『2022 年の回答』

2021 年 総数 6 件 すべて女性

国籍…フィリピン 3 件、ベトナム 1 件、ミャンマー 1 件、米国 1 件

内容…配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

認知状況…在留審査手続き 1 件、相談 5 件。すべて DV 事案として認知。

- ② 名古屋入管で 2021 年に死亡したスリランカ人女性は、入管において DV に関する聞き取りがなされていたものの、DV 被害者として認知されていなかったということが明らかになっています。2021 年の DV 事案に対応する場合の「DV 措置要領」の福岡局管内の運用状況について教えてください。また DV が認定される人で、緊急性の高い人への対応について、配偶者暴力相談支援センター、警察署等との連携はどのようになっていますか。2021 年中に連携した件数や事例があれば教えてください。

『2022 年の回答』

当局においては「DV 事案にかかる措置要領」に基づき、DV 事案を認知した時は管下出張所を含め速やかに本庁担当に報告するようしている。また緊急性が高い事案か否かにかかわらず、DV 被害者を認知した場合には現地配偶者暴力相談支援センター、警察署などと連携のうえ適切に対処している。尚、連携した件数については統計をとっていないため回答することは困難。

- ③ 職員を対象とした DV 被害者対応に関する研修の実施状況と、受講した職員数、研修内容について教えてください。

『2022 年の回答』

当局では従前から定期的に管内全職員に対し DV 被害者対応にかかる研修を行っているところ、名古屋局における被収容者死亡事案の調査報告書で示された改善策を踏まえ、改めて全職員を対象に研修を行い、DV 事案を認知した場合の対応や留意点など「DV 措置

要領」の内容周知を徹底している。

#### 4 セクシュアルマイノリティについて

- ① 2022年4月7日の参議院内閣委員会の石川大我議員（立憲民主）の質問に対し、島津法務副大臣（当時）は「同性パートナーの在留資格については、課題の対応も含め、様々な意見を踏まえながら前向きに検討する」と答えています。その後の検討状況について教えてください。

『2022年の回答』

入管法上の配偶者としての地位を前提とする在留資格を認められるためには、それぞれの国籍国において法的に夫婦関係にあり、かつ我が国においても法律上の配偶者として扱われるようなものであることが必要。我が国においては同性婚は認められないことから、同性婚の配偶者は入管法上の配偶者には含まれない。なお、同性婚の当事者がいずれも外国人である場合については、双方の本国において有効に婚姻が成立している時は、本国と同様に我が国においても安定的に生活できるようにとの配慮から、「特定活動」の在留資格をもって入国在留を認めている。他方で当事者の一方が日本人の場合、我が国においては同性婚が認められていないことから、相手国の本国において同性婚が認められていたとしても、我が国において法的な手続きを何ら取ることなく関係を解消することから、身分関係の明確性、確実性が十分とは言い難く在留資格を認めていない。同性パートナーにかかる在留資格の今後のあり方については、今述べたような課題への対応を含め、様々な意見を十分に踏まえながらしっかりと検討を行っていく必要があると考える。

#### 5 2022年7月に貴局からの統計等について回答を受けて

- ① 入管法 22 条の 4 の第 1 項の第 6 号「・・・当該在留資格に応じ・・・活動を継続して 3 ヶ月以上行わないで在留していること」の規定により、在留資格を取り消された件数として 2020 年全国 493 名、福岡 139 名、2021 年全国 496 名、福岡 133 名 と全国の中でも福岡での取消件数が多いのですが、その理由と在留資格の内訳を教えてください。

『2022年の回答』

在留資格取消件数は、一つ一つ手続を行った結果であり、その理由をお答えすることは困難ですが、福岡局では在留資格取消の対象となる外国人の情報を入手した場合、積極的に取消手続を行っています。在留資格の内訳は、2020 年は留学 37 人、技能実習 1 号口 12 人、技能実習 2 号口 89 人、家族滞在 1 人でした。2021 年は留学 21 人、技能実習 1 号口 5 人、技能実習 2 号口 94 人、技能実習 2 号イ 2 人、技能実習 3 号口 4 人、特定技能 1 人でした。

- ② 退去強制手続の既済として2020年81件、2021年180件の在留特別許可がなされています。2020年と比べて2021年に大幅に増加していることの主な理由を教えてください。また、許可された在留資格の内訳を教えてください。

『2021年秋の回答』

在留特別許可をするか否かの判断については、個々の事案ごとに在留を希望する理由、家族状況、素行、人道的な配慮の必要性などを総合的に勘案して行っており、在留特別許可件数が増加した要因を分析することは困難です。その上で新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、本国への帰国を希望しながらも、航空機が手配できないなどの理由で帰国困難な状況にある者については、その状況をも配慮して在留特別許可の許否判断を行っており、このことが在留特別許可件数が増加した要因の一つと考えられます。

『2022年の回答』

在留特別許可をするか否かの判断については、個々の事案ごとに在留を希望する理由、家族状況、素行、人道的な配慮の必要性などを総合的に勘案して行っており、在留特別許可件数が増加した要因を分析することは困難です。

## 6 福岡入管の収容施設内の医療体制について

- ① 福岡入管の収容施設における被収容者に係る医療体制はどのようになっているか、教えてください。

『2021年秋の回答』

医師は居ませんが、近隣のクリニックの医師の協力を得て、往診又は病院連行など実施しています。夜間、休日などの緊急の場合は躊躇なく緊急搬送することとしています。

『2022年の回答』

医師は居ませんが、近隣のクリニックの医師の協力を得て、往診又は病院連行など実施しています。夜間、休日などの緊急の場合は、躊躇なく緊急搬送することとしています。

- ② 2020、2021年緊急搬送の件数を教えてください。そのうち夜間・休日の搬送例は何件でしたか。

『2022年の回答』

2020年0件、2021年0件

## Ⅲ 2019年改定入管法について（「特定技能」「登録支援機関」「共生政策」等）

### 1 「特定技能」の在留資格について

- ① 「特定技能1号」の対象となる12業種以外に、新たに対象とするか検討している業種はありますか。また「特定技能2号」について、「建設」「造船・舶用工業」以外に、新たに対象とするか検討している業種はありますか。

『2021年秋の回答』

「特定技能」の分野追加に当たっては、分野を所管する行政機関において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続、発展のために外国人の受け入れが必要であることを具体的に示し、法務省などの制度関係機関において検討を行うこととなります。分野を所管する行政機関から申し入れがあれば、関係機関と協議し十分な検討を行ってまいります。また、「特定技能2号」の対象分野追加については、特定技能制度施行2年を経過し、「特定技能1号」の在留者数も本年の6月末時点で約3万人に上っていることから、今後、分野所管省庁において現場の意向や業界団体などの意見を踏まえつつ検討をすすめることとしています。

『2022年の回答』

「特定技能」の分野追加に当たっては、分野を所管する行政機関において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続、発展のために外国人の受け入れが必要であることを具体的に示し、法務省などの制度関係機関において検討を行うこととなります。分野を所管する行政機関から申し入れがあれば、関係機関と協議し十分な検討を行ってまいります。また、「特定技能2号」の対象分野追加についても今後、分野所管省庁において現場の意向や業界団体などの意見を踏まえつつ検討をすすめることとしています。

- ② 「特定技能1号」の在留資格者同士の間には、日本で子どもが生まれた場合に、子どもに「特定活動」の在留資格が付与されますが、これに対しても入管庁管第2352号（令和3年6月9日）の通知が適用され、子どもは原則更新を認められない運用となりますか。

『2022年の回答』

在留資格「特定技能1号」については、原則として家族帯同を認めていないものの、特定技能1号の活動を行う外国人同士の間には生まれた子のように、特に人道上の配慮が必要と認められる場合には、入管庁第2352号通知の対象とはなりません。別途在留資格「特定活動」として在留を認めています。なお、かかる許可を付与した場合の在留期間については、扶養者の現在の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から一月を超えない日となるよう月単位で決定することとなります。

#### **IV 技能実習制度について**

1、2021年中に、全国及び福岡局管内の技能実習生で、死亡した者の数とその要因（自殺、労災等）、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。

『2022年の回答』

当局において、全国及び当局管内における死亡した技能実習生及び途中帰国した技能実習生にかかる統計は作成しておらず、回答することは困難です。

2、失踪した技能実習生が全国の統計で、2019年 8796名 2020年 5885名、2021年 7167名と増加しています。一方、日本国内に在留している技能実習生数は、2019年末、410972名 2020年末378200名、2021年末276123名となっています。2020年末から2021年末とくらべて技能実習生が10万人以上減少しているのに、技能実習生の失踪者数が、5885名から7167名へ増大している要因を貴局はどのように考えられていますか。

『2022年の回答』

技能実習生の失踪の主な原因としては、賃金の不払いなど実習実施者側の不適切な取扱い、入国時に支払った費用の回収など、技能実習生側の経済的な事情が考えられるところですが、失踪原因を明確に特定することは困難であり、また、お尋ねの失踪者数が増加した原因についても明確に特定することは困難です。

3、古川法務大臣は、2022年7月29日の閣議後の記者会見で、「外国人技能実習制度の本格的な見直しに乗り出す考えを表明し、「長年の課題を歴史的決着に導きたい」と述べました。政府は、今後年内に有識者会議を設け具体的な制度改正に向けた議論を進める方針と報道されていますが、技能実習制度の本格的な見直しに向けてどのようなスケジュールで具体化していくつもりですか。

『2022年の回答』

内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める外国人材の受け入れ行政に関する関係閣僚会議の下に有識者会議を設け、政府全体で丁寧に議論を進めていくことが決まっていると承知しています。有識者会議の設置時期などを含む今後のスケジュールについては、関係省庁とも相談しながら決定していくことであり、また、検討の方向性については、有識者会議での議論によるものですので、現時点でお答えすることは困難です。

4、新たな施策に基づき、新規受け入れ停止措置、企業の刑事告発及び公表された件数は、2021年3月の回答ではすべて0件でしたが、2021年に実習実施者と監理団体別にそれぞれ何件ありましたか。

『2021年3月の回答』

当該施策に基づき、これまでに 新規受け入れ停止措置をした件数 全国0件、当局0件 企業の刑事告発をした件数 全国0件、当局0件 告発事実の公表をした件数 全国0件、当局0件

『2022 年の回答』

2021 年中に当該施策に基づき新規受け入れ停止措置をした件数、企業の刑事告発をした件数及び告発事実の公表をした件数は、いずれも 0 件です。

- 5 外国人技能実習機構（OTIT）と福岡入管の間には相互通報制度があります。技能実習生にかかる労働関係法令違反の疑いがある事案について 2020, 2021 年の OTIT への通報件数及び OTIT からの通報件数を教えてください。

『2021 年秋の回答』

2019 年は、技能実習 PT による調査を集中的に実施し、技能実習法施行前の旧制度化における労働関係法令違反の疑いがある事案について、当局から各地方労働局へ通報する事案が多くありましたが、2020 年になると、在留中の技能実習生は、ほぼ技能実習法施行後、外国人技能実習機構から技能実習計画認定を受けたものとなることから、当局において技能実習生にかかる労働関係法令違反の疑いがある事案について端緒を得た場合、地方入管局と外国人技能実習機構との情報連携制度により、外国人技能実習機構へ通報することとしているため、件数が激減しているものです。したがって、2021 年も同様に技能実習生に関して通報が必要な事案のほとんどは、外国人技能実習機構に対して行うこととなります。

『2022 年の回答』

当局において、外国人技能実習機構との間におけるお尋ねの件数にかかる統計は作成しておらず、回答は困難です。